

### 令和8年度 税金等の納期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	4月30日	4月27日
	2	7月31日	7月27日
	3	12月25日	12月25日
	4	9年3月1日	9年2月25日
軽自動車税	全期	6月1日	5月25日
	第1・全期	6月30日	6月25日
町県民税	2	8月31日	8月25日
	3	11月2日	10月26日
	4	9年2月1日	9年1月25日
	第1・全期	7月31日	7月27日
国民健康保険税	2	8月31日	8月25日
	3	9月30日	9月25日
後期高齢者医療保険料	4	11月2日	10月26日
	5	11月30日	11月25日
介護保険料	6	12月25日	12月25日
	7	9年2月1日	9年1月25日
介護保険料	8	3月1日	2月25日
	9	3月31日	3月25日

※ 口座振替の日に振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日(1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)にもう一度口座振替します。

※ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の再振替は、偶数月のみ年金支給日です。

● 税務課管理収納係(税のこと) ☎ 985-4109

保険課保険料係(保険料のこと) ☎ 985-4227

### 保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き(特別徴収)で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。保険料(税)額決定までは、原則2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。

納付月	4	6	8	10	12	2
徴収区分	仮徴収 令和8年2月と同額(町県民税は公的年金に係る令和7年度税額の1/6相当額)			本徴収 年間保険料(税)額 - 仮徴収納付額		

● 保険課保険料係(保険料のこと) ☎ 985-4227

税務課町民税係(税のこと) ☎ 985-4110

### 確定申告の間違いに気付いたら...

▼ 税額を多く申告していた  
税務署にある更正の請求書で訂正します。確定申告の更正が請求できる期間は、申告期限から5年以内です。

▼ 税額を少なく申告していた・還付を受けた税額が多かった  
修正申告をしてください。税務署の調査前に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。

▼ 確定申告を忘れていた  
すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。

● 松山税務署(自動音声案内) ☎ 941-9121

● 税務課管理収納係 ☎ 985-4109



【事業主の皆さんへ】  
法人税額が、修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

税務課町民税係 ☎ 985-4110

### 「みんなでつくる・育てる義農公園プロジェクト」 新しい義農公園のイメージ模型を展示中

昨年11月〜12月に、新しい義農公園の在り方を考えるワークショップを全4回開催しました。このワークショップやアンケートで出した意見をもとに新しい義農公園を形にしたイメージ模型を作成し、展示しています。公園の平面図もあわせて展示していますので、ぜひご覧ください。

● 展示期間 4月15日(水)まで  
● 展示場所 庁舎1階ロビー  
● まちづくり課都市デザイン係 ☎ 985-4136



### 令和8・9年度分 後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に一度保険料率を見直しています。愛媛県後期高齢者医療広域連合では、剰余金を活用するなど、できる限り被保険者への影響を少なくするよう配慮し、令和8・9年度の保険料率を改定しました。

▼ 子ども・子育て支援金制度の開始  
今年度から子どもや子育て世帯を支援する事業の財源として、従来の医療分と合わせて、子ども・子育て支援納付金分の保険料も負担するようになります。

▼ 社会全体で制度を支えています  
医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用は、約5割が公費(国・県・市町が負担)、約4割が現役世代の保険料残りの1割が被保険者の皆さんの保険料でまかなわれています。一人一人が健康管理や適正受診を心掛けてみましょう。

● 愛媛県後期高齢者医療広域連合 保険課保険料係 ☎ 911-7734

### ● 保険料の決まり方

均等割額	所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除額 43万円) × 所得割率		
	均等割額	所得割率	限度額
R8・9年度 ※世帯の所得状況に応じて軽減あり	医※ 55,630円	9.79%	85万円
	子※ 1,320円	0.25%	2万1千円
R6・7年度	51,930円	10.16%	R6年度 73万円 R7年度 80万円

※ 医…医療分 子…子ども・子育て支援納付金分(毎年改定)

### ● 年金収入ごとの年間保険料例(単身世帯の場合)

年金収入	R7年度		R8年度 (上段)医療分+(下段)子ども分	
	153万円以下	180万円	15,576円+72割軽減	0円=15,570円
153万円以下	15,579円+	0円=15,570円	396円+	0円=390円
180万円	25,965円+	27,432円=53,390円	27,815円+	26,433円=54,240円
200万円	41,544円+	47,752円=89,290円	660円+	675円=1,330円
	(7割軽減)		5割軽減	2割軽減
			1,056円+	1,175円=2,230円
			2割軽減	2割軽減

※ 年間保険料額は10円未満切り捨て

### 4月から国民年金保険料が変わります

令和8年度の保険料は、月額1万7920円です(前年度より410円引上げ)。

### ▼ 保険料の納付方法

4月上旬に日本年金機構から送られてくる納付書で、毎月の保険料を翌月末日までに納めます。納付場所は、金融機関やコンビニエンスストアです。納付書のバーコードからQRコード決済もできます。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。なお、前納を利用すると保険料が割引になります。

### ▼ 学生納付特例制度の活用を

所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制

度)が利用できます。利用を希望する人で、前年度に学生納付特例申請が承認され、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して返送してください。初めて学生納付特例を申請する人は、学生証(在学証明書(原本))と、基礎年金番号がマイナンバーが分かるものを持参し、町民課か年金事務所で手続きをするか、マイナンバーでオンライン申請の手続きをしてください。

● 松山西年金事務所 ☎ 925-5105

町民課住民係 ☎ 985-4106

### 「困ったら 一人で悩まず 行政相談」 行政相談委員に相談してみませんか

行政相談では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行います。月に1回開催しており、予約不要で、無料で相談できます。

▼ 日時 毎月「お役立ちカレンダー」を確認してください。

▼ 場所 庁舎4階 402会議室  
※変更になる場合があります。

▼ 相談内容の例  
道路、交通安全、登記、空き家問題、社会福祉、行政サービス改善に関する意見・要望など

● 総務課広報広聴係 ☎ 985-4132



### 1番有効な予防手段です 麻しん・風しんの予防接種

▼麻しん・風しんとは  
「麻しん」空気を感染で起こる病気です。感染力が強く、肺炎や脳炎などの重篤な合併症を引き起こします。「風しん」飛沫感染で起こる急性の発疹性感染症です。症状は発疹、発熱、リンパ節の腫れなどがあり、まれに脳炎などの合併症を引き起こすこともあります。

接種を希望する人は、協力医療

### 接種を希望する人は協力医療機関にご予約を RSウイルス感染症予防接種

RSウイルス感染症予防接種の公費助成を開始します。  
▼RSウイルス感染症とは  
RSウイルスの感染による急性の呼吸器感染症で、乳幼児に多い感染症です。

RSウイルスは年齢を問わず何度も感染を繰り返しますが、初回感染時は、より重症化しやすいといわれています。特に生後6カ月以内に感染した場合は、細気管支炎や肺炎など重症化することがあります。

▼ワクチンの効果

妊娠中にRSワクチンを接種する

機関に予約をしてください。左の人の接種費用は無料です。

令和8年度公費接種対象者

- ・第1期 1歳以上2歳未満
- ・第2期 令和2年4月2日～令和3年4月1日生（小学校入学前の1年間）※第2期の接種期限は令和9年3月31日

健康課総務係

☎985-4153

ことで、RSウイルスに対する抗体が作られます。その抗体が胎盤を通して赤ちゃんへ移り、生まれてくる赤ちゃんとRSウイルスに感染したとき、重症化することを防ぎます。

▼対象 町に住居登録がある、妊娠28週～37週に至るまでの人

▼接種回数 妊娠ごとに1回

▼申込先 県内の協力医療機関

※4月1日～定期予防接種開始のため、それ以前に接種した場合は公費助成の対象外となります。

健康課総務係

☎985-4153

### 「松前生活応援商品券」を配布します

食料品価格などの物価高騰の影響を受けた皆さんの生活を支援するため、町内の店舗で使用することができ、「松前生活応援商品券」を配布します。商品券は、5月上旬以降、世帯ごとに郵送します。

▼金額

1人当たり5千円（500円×10枚）

▼使用期限 10月31日（土）

※期限を過ぎると使用できません。期限内に使用してください。

▼対象

令和8年2月1日（日）時点まで

松前町の住民基本台帳に記録されている人

▼その他

商品券取扱店舗に登録された町内の店舗でのみ使用できます。その他の注意事項は商品券と同封のチラシまたは町商工会ホームページを確認してください。



健康課総務係

☎984-1427

### 町制施行70周年記念 「続松前町誌」を販売します

昭和54年に刊行した「松前町誌」の続編となる「続松前町誌」（B5判）が完成しました。おおもね昭和52年以降の町の歩みを1冊に収録しています。

ふるさとライブラリーなどで閲覧できるほか、販売も行います。

ぜひご覧ください。

▼販売開始日 4月10日（金）

▼販売場所 社会教育課、地区公民館



民館（西・東北）

▼販売価格

冊子（紙媒体）

町内在住者 5千円

町外在住者 7千円

電子書籍 1200円

※「松前町誌」とのセット割（500円引き）も行います。

健康課総務係

☎985-4135

### 接種を希望する人は協力医療機関にご予約を 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

▼定期接種対象者  
町に住居登録がある  
①接種日時点で65歳の人  
②60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる重度の障がいがある人（身体障害者手帳1級程度）

※過去に接種を受けたことがある人は対象外となります。

助成回数 生涯1回限り

健康課総務係

☎985-4153

### 接種を希望する人は協力医療機関にご予約を 高齢者の带状疱疹予防接種

▼令和8年度定期接種対象者  
町に住居登録がある  
①令和9年3月31日時点で65・70・75・80・85・90・95・100歳の人

②接種日の年齢が60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある人

※過去に接種を受けたことがある人で、医師に再接種が必要と認められた場合は、公費助成の対象になります。

▼ワクチンの種類と接種回数

「生ワクチン」 1回接種

「組換えワクチン」 2カ月以上の間隔を空けて2回接種

健康課総務係

☎985-4153

公費助成は、いずれか1種類です。  
▼自己負担額（一回当たり）  
「生ワクチン」 4千円  
「組換えワクチン」 1万5000円

※生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は無料です（証明書が必要）。

▼持参物 マイナンバーカードなどの身分証明書、接種券、予診票

①の対象者には3月下旬に送付

▼接種期限 令和9年3月31日

▼申込先 県内の協力医療機関

健康課総務係

☎985-4153

### 介護相談員を募集します

▼活動内容  
2人1組で介護サービス事業所を訪問し、利用者や家族からサービスに関する不安・要望を聞く。

▼任用条件

左の全てを満たす人

①18歳以上で、介護サービス事業所の役員や従業者ではない人

②高齢者福祉やボランティア活動などの経験や関心があり、介護相談業務に対して熱意と理解がある人

③毎月2時間程度の訪問活動（1）

2事業所、年2回の報告書の提出ができる人

④3年以上介護相談員としての活動ができる見込みの人

⑤町が指定する介護相談員養成研修に参加できる人

▼研修日程

（前期）7月21日（火）～24日（金）

（後期）8月27日（木）

※前期と後期の間に訪問実習（1時間×7回程度）と保険課による実習（2時間程度）あり

※実習後、8月20日（木）までにレポートの提出が必要

▼研修場所

松前町役場か町内の介護事業所

▼謝礼

3千円（1事業所1訪問当たり）

▼任期

任用あり

▼募集人数

2人程度

▼申込期間

4月1日（水）～4月15日（水）

8時30分～17時15分（土日祝を除く）

▼申し込み方法

応募理由と高齢者福祉やボランティア活動の経歴を記載した履歴書（写真貼付）の市販のもの（左）の申し込み先に郵送するか持参してください。

▼任用方法

書類・面接選考



▼申込先・問い合わせ

〒791-3192

松前町大字筒井63-1番地

松前町役場 保険課介護保険係

☎985-4115

## デイケアに参加しませんか

精神障がい者デイケアは、精神疾患を持つ人を対象に集団活動を通じて社会参加やコミュニケーションを図るために行っています。参加する人がホッとできる場所となるよう、ゆつたりとした雰囲気を実施しています。

▼日時 毎月第1金曜日  
※変更になる場合があります。詳細は、毎月の「お役立ちカレンダー」や「オトナの健康」コーナーを確認してください。

▼場所 福祉センター2階 健康診断室など  
▼対象 精神疾患を持つ人  
▼内容 フラワーアレンジなどの創作活動、卓球などの運動や座談会など

健康課健康増進係

☎985-41118



## 補聴器の購入費用を補助します



購入する前に申請を  
▼対象者 左の①～⑥全てを満たす人  
①町内に住所があり、在宅で生活する65歳以上の入  
②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない人  
③医師の診断により、補聴器が必要と証明された人(医師意見書の提出が必要)  
④他の法令などの補助制度を利用して補聴器を購入していない人  
⑤町税などの滞納がない人  
⑥過去にこの補助を受けていない人

▼補助額 購入費の2分の1(上限2万5千円)※1人1回限り  
▼申請方法 申請書と必要書類をそろえて、提出してください。申請書は町ホームページ(左のQRコード)からダウンロードできるほか、窓口にもあります。  
補助決定後に、町から指定を受けた補聴器販売業者から購入してください。申請前に購入された場合は補助対象外となります。  
▼申請先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係  
☎985-4205

## 結婚50年目のご夫婦をお祝いします

金婚式を迎えるご夫婦にお祝い品を贈呈します。

町内在住で結婚50年目(昭和51年中に結婚)のご夫婦は福祉課地域包括支援センター係までご連絡ください。

▼締め切り 6月30日※  
※締め切り日を過ぎると、今年度中のお祝いができない可能性があります。  
▼申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係  
☎985-4205

## 「自閉症」への理解を深めよう

4月2日は「世界自閉症啓発デー」、4月2日～8日は「発達障がい啓発週間」です。

自閉症の人は、脳の発達の仕方の違いから「他人の気持ちや感情を理解すること」「言葉を適切に使うこと」などが苦手です。このような自閉症の人たちの行動を理解し、自閉症をはじめとする発達障がいについて知ることは、発達障がいのある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の

実現につながります。自閉症の人たちへのご理解とご支援をお願いします。



福祉課障がい福祉係  
☎985-41112

## 令和版！筋トレ講座受講生募集

自宅で簡単に取り組める筋トレ、肩こり・腰痛体操、ストレッチです。

▼対象者 町内在住の65歳以上の入  
▼日時 5月14日、28日、6月11日、25日、7月9日、30日(いずれも9時30分～11時30分)  
▼場所 文化センター2階 ふれあい展示室  
▼内容 松前町介護予防体操「元気！やる気！M.A.S.A筋体操」、運動の効果を高めるための栄養講

話など  
▼参加費 無料  
▼定員 30人(先着順)  
▼申し込み方法 電話で申し込む。  
▼申込期限 4月28日(火)  
▼申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係  
☎985-4205



## 在宅で高齢者を介護する家族の皆さんへ 介護用品を現物支給します

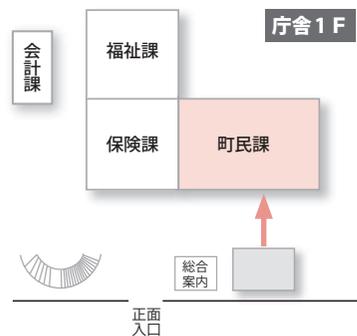
在宅で、左の①～④全てを満たす高齢者を介護する家族に介護用品を支給します。  
▼対象となる高齢者  
①町内在住で65歳以上の入  
②施設入所や長期入院していない入  
③要介護4か要介護5の認定を受けている入  
④町民税非課税世帯の入  
▼支給内容 町が指定する介護用品(紙オムツなど)のうち、被介護者が必要な用品を月に1回現物支給します。  
※1人当たり月額6700円を上

限とします。  
▼申請方法 支給を希望する場合は、申請が必要です。被介護者の介護保険被保険者証を持って、福祉課窓口までお越しください。申請を受理し、利用決定をした月の翌月から支給開始となります。  
福祉課地域包括支援センター係  
☎985-4205



## 町民課マイナンバーコーナー 4月からの配置図

マイナンバーコーナーの場所が、4月1日から町民課内に移動します。



町民課住民係マイナンバーカード担当  
☎989-5861

## 第2子以降の児童が対象 認可外保育施設の保育料を補助します

子育て支援の一環として、第2子以降の児童が認可外保育施設を利用した際の保育料を補助します。該当する場合は、期限までに申請してください。

必要書類など詳細は、町ホームページ（左のQRコード）で確認してください。



### ▼対象児童

- ①認可外保育施設を利用した月の初日に町内に住所を有していること
  - ②保護者の第2子以降の児童であること
  - ※第1子の年齢は問いません。
  - ③4月1日時点で0〜2歳児であること
  - ④市町村民課課税世帯に属していること
  - ⑤保護者が月64時間以上就労しているなど、保育が必要な事由があること
  - ⑥認可保育所や認定こども園などを利用していないこと
- ▼補助額  
児童1人につき1カ月当たり上限4万2千円

### ▼申請期限

利用対象月	申請期限
1月～3月分	4月30日(木)
4月～6月分	7月31日(金)
7月～9月分	10月30日(金)
10月～12月	令和9年1月29日(金)

### ▼申請方法

申請書に必要な書類を添付して窓口へ提出してください。申請書は子育て支援課窓口で配布するほか、町ホームページ（上のQRコード）からダウンロードできます。



### ▼申請先・問い合わせ

子育て支援課保育幼稚園係  
☎985-41116

## 可燃ごみ受け入れ施設の運営を開始します

4月1日より「可燃ごみ受け入れ施設」の運営を開始します。この取り組みは、町民の皆さんが家庭から発生した可燃ごみを直接持ち込みできる場所を構えることで、ごみ処理をよりスムーズに、効率的に行うことを目的としています。詳細は左のとおりです。

### ▼開始日

4月1日(水)から  
左の2社の敷地内で一般家庭の可燃ごみを受け入れます。

### ▼持ち込み先(運営委託業者)

- ①松前公益商会有限会社
- 松前町大字北川原1083番地
- ②株式会社カネシロ
- 松前町大字南黒田350番地

### ▼受け入れ時間

【平日】(両業者)  
8時30分～12時  
13時～16時30分

### ▼【第1・第3土曜日】

8時30分～11時30分  
※土曜日の受け入れは株式会社カネシロのみ

### ▼休業日

日曜日、祝日、年末年始、大型連休

### ▼受け入れ対象のごみ

松前町指定可燃ごみ袋に入った家庭の可燃ごみ  
受け入れ手数料 無料

### ▼注意事項

- ・受け入れ対象は「松前町指定の可燃ごみ袋」に入った家庭の可燃ごみのみです。
  - ・その他の資源ごみ・埋立ごみ・粗大ごみなどは対象外です。
  - ・可燃ごみ以外のごみが混入している場合は受け入れできません。
  - ・受け入れ時間を守って持参してください。
- ▼受け入れ方法 町指定のごみ袋で持ち込み、受付表を記入した後に専用コンテナに入れる。



町民課生活環境係  
☎985-41117

## 合併処理浄化槽 設置する人に補助金を交付します

生活排水などによる公共水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換(設置替え)する人や、新規に合併処理浄化槽を設置する人に予算の範囲内で補助金を交付します。

和9年1月29日(金)まで  
▼申請方法 申請書に必要な書類を添付して提出してください。申請書は、町ホームページからダウンロードできるほか、窓口にもあります。

▼補助限度額 合併処理浄化槽の設置費用の補助限度額は、左のとおりです。転換に伴う宅内配管などの付帯工事も補助の対象になります。詳細はお問い合わせください。浄化機能を保つため、適正に管理をお願いします。

▼対象者 左の全てを満たす人  
①公共下水道整備構想区域(左図塗り込み箇所)でない地域に設置する人  
②令和8年度中に浄化槽を設置し、使用を開始する人  
③町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していない人  
④浄化槽関係法令を遵守する人  
※他にも条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

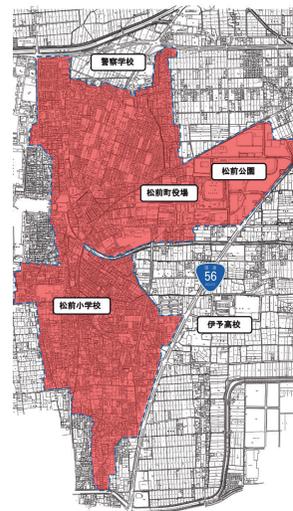
### ▼申請期間

4月1日(水)〜令

### ●設置費用の補助限度額

新築		転換	
5人槽	7人槽	5人槽	7人槽
16万6千円	20万7千円	27万4千円	33万2千円
		41万4千円	54万8千円

### ●公共下水道整備構想区域



町民課生活環境係 ☎985-4117

## Biz Guide Masaki

まさきの旬なビジネス情報をお届け



産業課商工振興係 ☎985-4120

## ロカジ松前校第3期生・DX アクセラ参加事業者募集!

### ▶ローカルビジネスカレッジ松前校

地域に根ざしたビジネスの成長を支援する実践型グループコンサルティングです。

- 内容
- オンライン動画で「売れる力」「SNS・Webマーケティング」などのテーマを学習
- 月6回程度のオンライン・グループコンサルティング
- 月1回の対面定例会(講師・受講者同士の交流)
- チャットによる講師への随時相談

- 開催日程 6月～9月
- 募集定員 8人
- 受講料 無料
- 申込期限 5月8日(金)



### ▶DX アクセラレータープログラム

IT・経営に精通したコンサルタントが、DX推進に向けた計画策定から実行までを伴走支援する7カ月間のプログラムです。

- 内容
- ヒアリングシートなどによる課題抽出、DX計画の策定
- 基礎知識習得のためのオンライン動画の提供
- 月1回以上のオンラインコンサルティング
- 月1回の事業者訪問によるハンズオン支援

- プログラムの提供期間 6月～12月
- 募集事業者 6事業者
- 参加料 無料
- 申込期限 5月8日(金)





令和8年度 水道検針事務委託者  
委託者と担当地区は次の通りです。

委託者名	担当地区
黒瀬 志穂	宗意原・新立
安岡 陽子	北黒田・宗意原・横田
佐藤 美佳	南黒田・北黒田
米家 絵利	北黒田
宮内 眞由美	塩屋
二宮 英樹	宗意原
加藤 初恵	大間・昌農内
小林 佳那	宗意原・新立・本村
平野 さつき	上高柳・恵久美
岡 美咲	筒井
河本 重美	西古泉
山崎 直子	南黒田・北川原
戎屋 多恵子	筒井
太場 洋子	西高柳・恵久美
飯田 明子	宗意原・中川原・出作
増田 弥生	徳丸・鶴吉
田中 由紀子	宗意原・神崎・大溝・永田・東古泉

☎ 上下水道課業務係 ☎ 985-4126

令和8年度 春の全国交通安全運動  
「合言葉 止まる待つ見る守るつよ」



4月6日(月)～15日(水)まで、「春の全国交通安全運動」が始まります。

愛媛県の重点目標

- ・「前見てー運転プロジェクト」の普及促進
- ・「大人も手を上げよう」運動の促進
- ・「交通反則通告制度導入」の周知

4月1日から道路交通法改正により、16歳以上の自転車利用者に対して交通反則通告制度(青切符)が導入がされました。

車道通行の原則、車道は左側通

行、歩道は歩行者優先などの「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と順守が求められます。詳細は、町ホームページ(下のQRコード)を確認してください。

伊予警察署

☎ 982-0110

危機管理課危機管理係

☎ 989-5103



松前の防災力

危機管理課危機管理係  
☎ 989-5103  
FAX 985-4148

5月下旬から新たな防災気象情報の運用開始  
気象警報などが大きく変わります

松前町 防災情報  
町ホームページ



新たな防災気象情報では、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、災害発生の危険度の高まりに応じて各情報が発表されます。情報名称に警戒レベルの数字を付記するなど、町が発令する避難指示などの避難情報や住民がとるべき避難行動との関係が分かりやすくなります。

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、町からの避難指示などに十分留意し、早めの避難を心がけてください。

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの)住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

※ 詳しくは右のQRコードより気象庁ホームページを確認してください。

